



鳥取県公報

平成 19 年 4 月 24 日 (火)
号外第 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (24) (給与課) 2

人 事 委 員 会 規 則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月24日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第24号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（交通の用具）</p> <p>第5条の2 給与条例第10条第1項第2号に規定する交通の用具は、<u>自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。</u></p>	<p>（交通の用具）</p> <p>第5条の2 給与条例第10条第1項第2号に規定する交通の用具は、<u>次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。</u></p> <p>（1）<u>自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具</u></p> <p>（2）<u>自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。</u></p>
<p>（支給単位期間）</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、<u>次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</u></p>	<p>（支給単位期間）</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の</u></p>

<p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。</u></p> <p>(2) <u>長期間の研修等のために旅行をすること。</u></p> <p>(3) <u>勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。</u></p> <p>(4) <u>勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。</u></p> <p>(5) <u>その他人事委員会の定める事由が生ずること。</u></p>	<p>規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p>
--	--

附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。